

消耗品購入に係る予算執行状況に関する調査（県費単独事業費分）結果

1 調査の経緯

会計検査院から国庫補助事務費の一部について不適正な経理処理がある旨の指摘を受けたこと

「国庫補助事業に係る事務費の執行状況に関する調査」の結果、一部に不適正な経理処理が判明したこと

を踏まえ、県費単独事業費に係る消耗品の購入費について改めて全庁調査を実施した。

2 調査内容

(1) 対象部局

知事部局

知事部局以外の8機関においても、知事部局に準じて調査を実施した。

8機関(病院局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局)

(2) 対象範囲

県費単独事業費による消耗品の購入に係る需用費
平成15年度から平成19年度まで

(3) 着眼点

国庫補助事務費に係る調査と同様、5態様(預け金、一括払、納入物品相違、翌年度納入、前年度納入)に区分して確認した。

3 調査結果

態 様	知 事 部 局		教 育 庁		合 計	
納入物品相違	8件	873,565円	21件	1,044,026円	29件	1,917,591円
翌年度納入	34件	876,401円	12件	634,321円	46件	1,510,722円
前年度納入	8件	387,645円	3件	156,450円	11件	544,095円
計	50件	2,137,611円	36件	1,834,797円	86件	3,972,408円

うち平成19年度分

態 様	知 事 部 局		教 育 庁		合 計	
納入物品相違	0件	0円	4件	251,245円	4件	251,245円
翌年度納入	7件	159,200円	6件	553,469円	13件	712,669円
前年度納入	1件	2,000円	0件	0円	1件	2,000円
計	8件	161,200円	10件	804,714円	18件	965,914円

1 預け金及び一括払については、確認されなかった。

2 その他の機関では、不適正な経理処理は、確認されなかった。